

事業の名称 又は内容	幼稚園就園奨励
予算額及び 事業開始年度	平成14年度予算額：17,823百万円 平成13年度予算額：17,328百万円 事業開始年度：昭和47年度
事項名	(項) 学校教育振興費 (大事項) 幼稚園教育の振興に必要な経費 (事項) 幼稚園就園奨励費補助
主管課 及び関係課	(主管課) 初等中等教育局幼児教育課 (課長：小松弥生)
意図・目的	施策目標2－1 基礎・基本を徹底し「生きる力」を育む学校教育の推進 幼稚園に就園する幼児を持つ保護者は年齢が若いため、相対的に所得が低い状況であり、低所得階層にとって、入園料・保育料が大きな負担となる。 また、私立幼稚園に就園している幼児が全体の約8割を占めており、市町村によっては、私立幼稚園のみが設置されているところも存在する。公・私立幼稚園の保育料は、平成11年度の全国平均(年額)で公立が約7万円、私立が約27万円と格差があり、私立幼稚園に幼児を就園させる場合は更に大きな負担となっている。 このため、保護者の所得状況に応じて、公・私立幼稚園に幼児を就園させる際の経済的負担の軽減を図るとともに、公・私立幼稚園間の保護者負担の格差是正を目的として、保育料等を減免する「就園奨励事業」を実施する地方公共団体に対して、国が所要経費の一部を補助しているものである。
必要性	(公益性の有無) 幼稚園は義務教育ではないため、保護者が入園料・保育料を負担する必要がある。一般的に、幼児を就園させている保護者は、年齢が若いことから所得が低く、幼稚園の入園料、保育料の負担が過重なものとなっている場合が多い。このため就園希望がありながら、経済的な負担から就園できない幼児が生じることが考えられる。 本事業は、このような事態を防ぐために、幼稚園児の保護者の経済的負担を軽減することで、広く国民のニーズに応えるとともに教育の機会均等を図るものであり、公益性の高いものであるといえる。 さらに、本事業は子育てする者を経済的に支援するもので

あり、子どもを生み育てることへの不安や負担感を軽減することができ、公益性の高い少子化対策という政策課題にも貢献する。

（政府関与の必要性）

特に近年の大きな社会状況の変化の中、人間形成の基礎を培う幼児教育を充実することは、国民の強い要望である。

地方公共団体において行われている就園奨励事業は、大きな財政的負担となっており、政府がその経費の一部を補助することによって市町村の負担を軽減し、就園を希望する幼児がスムーズに就園できるような条件整備を行うことが必要である。

（国と地方の役割分担の適切さ）

「就園奨励事業」は、一義的には地方公共団体において行われるべきものであるが、自治体の財政力不足により、就園希望がありながら経済的な負担の問題で就園できない幼児が生じることを極力なくす観点から、また、幼児を取り巻く社会状況の変化や地域格差によることなく国全体として一定程度の教育環境・条件を確保する観点から、国が補助を行うこととしている。

（民営化・外部委託の可否）

就園奨励という観点から地方公共団体が実施するものに国が補助するものであり、性質上、民営化・外部委託はなじまない。

手段の適正性

就園奨励事業は、市町村が域内における公立及び私立幼稚園の設置状況や幼児数など地域の実態を踏まえて、幼稚園の入園料及び保育料の公私間の格差是正や保護者の経費負担の軽減を図るために、実施するものであるが、各市町村等によりその財政状況は異なっていることから、国においても地方間格差是正のための措置を講じる必要がある。この事業は、各市町村等が実施する就園奨励事業を、地方間格差是正の観点から財政的に補填するという明確な目的をもつものである。

また、子どもを持つ保護者の税金を控除するという事業があるが、それは、年収が低い保護者を支援するものではなく、保護者の年収の高低に関わらず、少子化対策の一環として、子どもを持つ保護者を支援するものである。その事業と比較して考慮した場合において、幼稚園就園奨励費補助金は、保護者の年収の高低に着目しており、子どもを幼稚園に就園させることが経済的に大きな負担となる保護者を特に支援するという観点等があることから、両事業の

	趣旨は異なるものであるといえる。	
達成効果 及び達成時期	達成効果	達成時期
	本補助金によって、幼児教育を享受するため、国全体として求められる一定程度の条件の確保を進めてきており、就園率は約61%（保育所入所率を含めて、約94%）（平成12年5月現在）に達するなど、幼児教育の普及に貢献している。 保護者負担の軽減については、公立・私立別、世帯の所得により減免額は異なるものの、平成13年度における私立幼稚園の入園料及び保育料の全国平均は年額約27万円5千円であるところ、最大で8万6千円にまで保護者負担が軽減されている。 公私間格差についても、入園料及び保育料の全国平均（年額）は、公立で約7万4千円、私立で約27万5千円で、格差は約20万円であるところ、減免後の格差は、最大で約5万3千円にまで減少する。 本事業の実施により、幼児の保護者が入園料・保育料の支払いに充てるはずの財源が他の支出に振り返られるため、その分新たな消費が誘発される。 なお、各世帯の経済状況は様々であり、保護者の負担軽減がどれくらい妥当かということは一概には言えないものの、少子化対策等の観点からも、2人以上の子どもを持つ保護者の負担額を軽減させることは意義が大きいため、今後とも減免単価を引き上げていくこととしたい。	昭和47年度の制度創設以来、毎年保護者負担の軽減と公私間格差の是正を図ることにより、幼児教育の普及振興に大きな効果を上げている。 今後とも更なる保護者負担の軽減と公私間格差の是正を図っていくことにより、幼児教育の普及振興とともに政府の重要な政策課題である少子化対策に大きな効果を発揮し続けることが見込まれる。
備考		

平成14年度幼稚園就園奨励費補助の概要

予算額 17,823百万円(17,328百万円)

1. 事業の概要

保護者の所得状況に応じて経済的負担を軽減するとともに、公・私立幼稚園間の保護者負担の格差の是正を図ることを目的として、保育料等を減免する「就園奨励事業」を実施する地方公共団体に対して、国が所要経費の一部を補助する。

2. 主な改正点

(1) 同一世帯から同時に就園している第2子以降の減免単価の引き上げ

保護者の経済的負担を軽減するために、第2子以降の園児に係る減免単価を、保護者負担額が1人目 1.0、2人目 0.7、3人目以降 0.4 になるように設定する。

(2) 私立幼稚園の減免単価の改定

私立幼稚園の減免単価の改定を図り1人目から適用する。

保育料等の減免(給付)額及び平均的な保護者負担額のイメージ

(公立幼稚園)

階層区分	年収	区分	入園料・保育料の全国平均 74,000 円(年額)	
生活保護世帯	290 万円以下	第1子	20,000 円	54,000 円(1.0)
市町村民税非課税世帯		第2子	36,000 円	38,000 円(0.7)
市町村民税所得割非課税世帯		第3子以降	52,000 円	22,000 円(0.4)

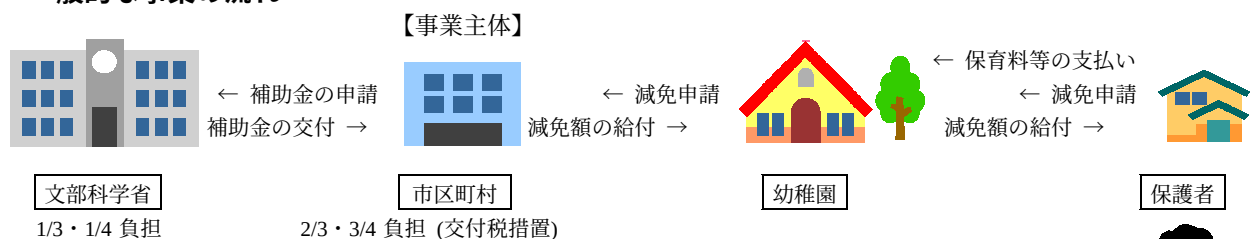
(私立幼稚園)

階層区分	年収	区分	入園料・保育料の全国平均 275,000 円(年額)	
生活保護世帯	—	第1子	136,800 円	138,000 円(1.0)
市町村民税非課税世帯		第2子	178,000 円	97,000 円(0.7)
		第3子以降	220,000 円	55,000 円(0.4)
市町村民税所得割非課税世帯	290 万円以下	第1子	104,200 円	171,000 円(1.0)
		第2子	155,000 円	120,000 円(0.7)
		第3子以降	207,000 円	68,000 円(0.4)
市町村民税所得割課税	360 万円以下	第1子	79,900 円	195,000 円(1.0)
8,800 円以下		第2子	138,000 円	137,000 円(0.7)
		第3子以降	197,000 円	78,000 円(0.4)
市町村民税所得割課税額	680 万円以下	第1子	56,100 円	219,000 円(1.0)
102,100 円以下		第2子	122,000 円	153,000 円(0.7)
		第3子以降	187,000 円	88,000 円(0.4)

減 免 額	保護者負担額
-------	--------

(注) 年収は、夫婦と子ども2人の場合を参考までに掲げている。

3. 一般的な事業の流れ



4. 補助率

一般市町村 1/3以内
 東京都特別区 1/4以内
 財政力指数 1.00 超の指定都市 1/4以内

5. 平成13年度の入園料・保育料(全国平均・年額)

公立 74,000円 私立 275,000円

